



秋田県公報

目次

ページ

告示

○皆伐面積の限度(五六九・森林整備課)……………1

告 示

秋田県告示第五百六十九号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十九年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)を次のとおり公表する。

平成十九年十二月三日

秋田県知事 寺田典城

水沢川	米代川下流	阿仁川	米代川中流	米代川上流	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)	所在市町村
					水源かん養保安林(ヘクター)	土砂流出防備保安林(ヘクター)	
三三四・一三	七二四・九一	一、三九九・八六	一、六八二・四四	一、五九六・四九		七二・八一	鹿角市、小坂町
八四・〇〇	七三・〇五	九三・〇〇	二二六・二五				大館市、北秋田市
八峰町	能代市、藤里町	仁村	北秋田市、上小阿仁村				

秋田上北	男鹿	三種	能代	八峰	同一の単位とされる保安林	白雪川	子吉川上流	子吉川下流	雄物川上流	皆瀬川	平鹿地区	川口川	玉川	雄物川下流	太平川	男鹿地区	馬場目川	三種川	
〃	〃	〃	〃	〃	皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)(ヘクター)	一八六・六九	五五三・五三	一八七・九六	七〇四・五一	四九六・六五	四四三・五〇	二三四・六〇	一、一七四・〇二	五三三・一五	二二二・一二	四・八四	二四五・二五	五三・三〇	
一・〇六	一・九〇	〇・四〇	一七・六二	九・三三		八・三〇	九三・〇〇	四九・八七	一一八・八四	一六八・五二	五〇・六二	三三・八〇	九五・二五	七〇・六〇	五・七〇	七・一〇	七・〇九	三三・一〇	
秋田市、潟上市	男鹿市	三種町	能代市	八峰町	所在市町村	由利本荘市、にかほ市	由利本荘市、羽後町	由利本荘市	湯沢市、羽後町	湯沢市、横手市、東成瀬村	横手市	大仙市、美郷町	仙北市	秋田市、大仙市	秋田市	男鹿市	井川町	潟上市、五城目町	三種町

皆瀬川	平鹿地区	川口川	玉川	雄物川下流	太平川	男鹿地区	馬場目川	三種川	米代川下流	阿仁川	米代川中流	米代川上流干害防備保安林	秋田南	男鹿	三種	八峰防風保安林	にかほ	由利本荘	秋田南飛砂防備保安林
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
七・〇〇	一・八四	三・二六	四・七四	七・九〇	一・〇〇	一・二〇	四〇・五二	三三・四二	〇・九六	一・八二	二三・一二	〇・六四	〇・六二	一二・四六	〇・二四	〇・九六	〇・一〇	六・八八	二三・三八
湯沢市、東成瀬村	横手市	大仙市、美郷町	仙北市	秋田市、大仙市	秋田市	男鹿市	潟上市、井川町	三種町	藤里町	北秋田市	大館市、北秋田市	鹿角市	秋田市	男鹿市	三種町	八峰町	にかほ市	由利本荘市	秋田市

五 城 目 "	本 荘 "	皆 瀬 "	田 沢 湖 "	角 館 "	河 辺 "	秋 田 保 健 保 安 林	白 雪 川 "	子 吉 川 上 流 "	子 吉 川 下 流 "	雄 物 川 上 流 干 害 防 備 保 安 林
二・三 八	〇・二 〇	〇・二 八	二・五 八	〇・六 四	〇・六 二	七・六 四	二・九 四	二・三 四	一・一 九六	三・五 八
五城目町	由利本荘市	湯沢市	仙北市	仙北市	秋田市	秋田市	にかほ市	由利本荘市	由利本荘市	湯沢市

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@natsubara-ryutsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社

